

第一百二十回国 参議院 運輸委員会 會議録 第一号

平成三年二月二十八日(木曜日)

午後零時一分開会

- 委員氏名
- 委員長 中川 嘉美君
 - 理事 谷川 寛三君
 - 理事 二木 秀夫君
 - 理事 村上 貞雄君
 - 理事 伊江 朝雄君
 - 理事 上杉 光弘君
 - 理事 狩野 明男君
 - 理事 鹿熊 安正君
 - 理事 片山虎之助君
 - 理事 野沢 太三君
 - 理事 山崎 竜男君
 - 理事 喜岡 淳君
 - 理事 櫻井 規順君
 - 理事 瀬谷 英行君
 - 理事 田淵 勲二君
 - 理事 安恒 良一君
 - 理事 小笠原貞子君
 - 理事 粟森 喬君
 - 理事 寺崎 昭久君

二月二十日

辞任

栗森 喬君

二月二十一日

辞任

乾 晴美君

出席者は左のとおり。

委員長

中川 嘉美君

理事

谷川 寛三君

二木 秀夫君

村上 貞雄君

片上 公人君

上杉 光弘君

狩野 明男君

鹿熊 安正君

野沢 太三君

喜岡 淳君

櫻井 規順君

田淵 勲二君

安恒 良一君

小笠原貞子君

粟森 喬君

寺崎 昭久君

事務局側

常任委員会専門員

長谷川光司君

本日の會議に付した案件

○国政調査に関する件

○運輸事情等に関する調査

(運輸行政の基本施策に関する件)

(平成三年度運輸省関係予算に関する件)

○委員長(中川嘉美君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

○委員長(中川嘉美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(中川嘉美君) 運輸事情等に関する調査を議題といたします。

運輸行政の基本施策に關し、運輸大臣から所信を聴取いたします。村岡運輸大臣。

○国務大臣(村岡兼造君) 昨年末、運輸大臣を拝命いたしました村岡でございます。

私は、運輸は国民生活と密着しており、豊かで活力ある社会を築き上げていくために期待される役割はまことに大きいものがあると考えております。運輸行政の基本であります安全の確保に万全を期しつつ、運輸をめぐる多くの課題に積極的に取り組む、問題の解決に最大限の努力をいたす所存でありますので、本委員会の先生方の絶大な御支援と御指導をお願い申し上げます、まずは就任の

ごあいさついたします。

引き続きまして、第一百二十回国会に臨み、当面の運輸行政の諸問題に關し、所信を述べ、各位の御理解と御支援を賜りたいと思ひます。

世界の政治、経済、社会が従来の枠組みを超えて大きく変化する中で、我が国においては、四年を超える内需主導型の景気拡大が続いており、交通運輸に關しても、内需の好調を反映し、国内輸送は旅客、貨物とも順調に増加し、また、国際輸送についても、旅客は出国日本人が年間一千万人を突破するなど大幅に増加し、貨物も堅調に推移しております。しかし、一方で交通分野における社会資本整備の充実の必要性が高まるとともに、物流の分野を中心とする労働力不足、交通事故の増加、地球環境問題などの諸問題も顕在化しております。

このような問題を克服し、豊かさを実感できる国民生活を実現するために、交通運輸に課せられた使命はまことに重大であります。私は、このような運輸の使命の重要性を認識し、新しい時代に対応した運輸行政の展開に全力を挙げて取り組んでまいりたいと思ひます。

また、運輸行政の展開には長期ビジョンが不可欠でありますので、現在、運輸政策審議会に二十一世紀を展望した九〇年代の交通政策について精力的な御審議をお願いしているところであります。

以上申し上げました基本的考え方にとり、当面する諸問題につきましましては、次のとおり所要の施策を推進してまいり所存であります。

まず第一に、鉄道、港湾、空港等の運輸関係社会資本整備の充実等を通じた均衡のとれた国土づくりであります。

鉄道につきましては、一般会計及び産業投資特

委員の異動

一月十四日委員山崎竜男君は公職選挙法第九十条により退職者となった。

二月十八日

辞任

喜岡 淳君

補欠選任

吉田 達男君

二月十九日

辞任

吉田 達男君

補欠選任

喜岡 淳君

別会計からの各種鉄道助成を充実強化するとともに、既設新幹線の譲渡収入の一部を新たな財源として活用することとし、これらによる助成を総合的かつ効率的に行うため、新幹線鉄道保有機構を廃止して特殊法人鉄道整備基金を設立し、同基金から鉄道整備等について所要の助成を行うこととしております。

特に、整備新幹線に関しては、平成三年度から東北新幹線盛岡―青森間、北陸新幹線軽井沢―長野間、九州新幹線八代―西鹿兒島間の三区間において本格着工するとともに、北陸新幹線高岡―金沢間については着工調整費を計上し、その整備の推進を図っております。

また、無利子貸付制度の創設、補助の拡充等により主要幹線の高速度化、大都市における地下鉄の整備等を進めるとともに、宅地開発と一体的に整備する常磐新線等の都市高速鉄道の整備を推進してまいります。

港湾につきましては平成三年度を初年度とする第八次港湾整備五カ年計画を策定し、外貿コンテナターミナル等に重点を置いた輸入関係インフラの整備や輸入促進に資する物流システムの形成に努めるとともに、マリーナや緑地等の整備による豊かで潤いに満ちた生活の実現等を図ってまいります。

また、海岸につきましても、第五次海岸事業五カ年計画を策定し、国土の保全等に努めるとともに、ウオーターフロントへの多様なニーズに対応した人工海浜等の整備を推進してまいります。

空港につきましては、同じく平成三年度を初年度とする第六次空港整備五カ年計画を策定し、中長期的な航空需要の増大に対応しつつ、航空ネットワークの量的及び質的な拡充等が図られるよう、新東京国際空港の完全空港化、東京国際空港の沖合展開及び関西国際空港の開港の三大空港プロジェクトの完成を最優先課題として推進するとともに、地方空港の大型化、国際化等所要の空港整備を推進してまいります。

特に、新東京国際空港につきましては、現在の

施設の処理能力は限界に達し、また、諸外国からは増便を強く要請されており、早期完全空港化が急務となっております。このため、妨害勢力には毅然とした対応をするとともに、用地問題につきましてもは農家との話し合いを一層積極的に進め、さらに、昨年十一月に関係地方公共団体等により設立された地域振興連絡協議会の動向を踏まえつつ、問題の解決に向けて全力を尽くす所存であります。

このほか、都市におきましては、引き続き都市バスの活性化対策の推進や深夜輸送需要の増大に対応した鉄道、バス、タクシの輸送力の確保に努めてまいります。また、地域住民の生活基盤として必要不可欠な公共輸送機関の確保を図るため、地方バス、中小民鉄及び離島航路に対する助成等を行っていくほか、高速バスの路線網の拡充に努めてまいります。

以上のような交通体系の整備に加え、九〇年代観光振興行動計画に基づく総合的な観光振興や海洋性レクリエーションの振興を図るなど、地域の創意工夫を生かした多様な施策を展開し、地域の振興を図ってまいります。

第二に、経済社会の変化に対応した運輸産業の基盤の強化と活性化であります。

まず、国鉄改革につきましても、旅客鉄道会社の株式市場に備え環境の整備を図るため、新幹線鉄道保有機構が一括保有している既設四新幹線を関係旅客鉄道会社に譲渡することとしております。また、国鉄清算事業団用地について新たな処分方法等により土地処分を促進するとともに、JR株式の処分につきましてもは所要の準備を進め、その適切な処分を図っていくことにより本格的な債務処理の早期実現及び旅客鉄道会社の完全民営化を目指してまいり所存であります。

また、物流につきましても、深刻化する労働力不足問題、環境問題等の制約要因に対応するため、積極的な職場づくりや人材確保のための諸施策を積極的に展開するとともに、モーターシフトの推進等を通じた効率的な輸送体系の確立に努め

てまいります。

外航海運業につきましても、近年経営状況の改善が見られたものの、経営基盤は依然として脆弱であり、海運市況、燃料油価格等の動向には不透明感があることから、日本船への混乗の推進等により日本船の国際競争力を強化するとともに、経営基盤の確立を図ってまいります。

また、船員につきましても、若年層を中心とする日本人船員の確保による海技の保全等の施策を推進してまいります。

造船業につきましても、構造対策の効果、海運市況の改善等により回復基調にありますが、引き続き経営の安定化、活性化を図るための施策を推進してまいります。

さらに、航空につきましても、安全の確保を基本としつつ、企業間の適正な競争を促進し、利用者サービスの向上を図っていく方針であります。このため、国際線の複数社化、国内線におけるダブル・トリプル化等の施策を進めるとともに、運賃につきましても、適切な運賃水準の確保、割引運賃の導入、拡充を図ってまいります。また、国際航空につきましても、航空交渉により地方空港の活用も図りつつ路線網の充実を努め、国内航空につきましても、需要に対応した路線の開設、増便を図るほか、コミュニティー航空の育成にも努力してまいります。

将来の運輸産業の発展のかぎとなる技術開発につきましても、超電導磁気浮上式鉄道、新形式超高速船、運輸多目的衛星システム等の実用化を目指してまいります。特に、二十一世紀における高速交通機関として期待される超電導磁気浮上式鉄道につきましても、昨年十一月山梨実験線の建設に着手いたしました。その早期実用化に向けて所要の技術開発等を引き続き促進する所存であります。

また、運輸産業の効率化、交通機関の安全性や利便性の向上を図る観点から、情報化を推進してまいります。

第三に、国際化への対応であります。

激動する国際社会の中にあつて、我が国はより一層世界に開かれた経済社会を実現するとともに、国際社会において積極的な貢献を果たしていくことが重要な課題となっております。運輸の分野におきましても、従来にも増して国際化の進展に対応した施策を行っていくことが強く求められるに至っております。

このため、旅客交通及び貨物流通にわたる国際輸送ネットワークを着実に整備し、我が国をめぐる国際交流の一層の促進を図っていく必要があります。

また、国際観光は、国民各層が幅広く参加できる国際交流として極めて重要であります。このため、海外旅行増進計画を推進してきたところであり、昨年、目標の旅行者数一千万人を達成いたしました。引き続き新たな振興策を検討してまいります。また、外航客船旅行に関しても、その健全な発展を図るための施策を推進してまいります。

国際協力につきましても、開発途上国に対しては、鉄道、港湾、空港等開発途上国の発展の基盤となる輸送施設の整備に対する経済技術協力や船員養成等運輸分野における人づくりに対する協力を推進するとともに、国際的な観光地の整備への総合的支援を進めていく所存であります。

さらに、現在、国際社会の直面する最重要課題の一つである地球温暖化等の地球規模的環境問題に対しましては、観測・研究体制の充実強化を進めるほか、環境保全に資する交通体系の形成の促進、船舶からの油流出に対する国際的な防除対策や技術開発など、総合的な施策を推進してまいり所存であります。

また、海上保安庁におきましても、海上保安業務の国際化、多様化に対応した船艇及び航空機の整備や、一九九二年から開始されるブルトニウム海上輸送の護衛業務を実施するために必要な体制の整備を推進してまいります。

第四に、安全で良好な生活環境の確保であります。

交通安全の確保は運輸サービスの基本であり、運輸行政の要諦であります。近年の道路交通事故死者数の漸増傾向やヘリコプターの死亡事故の多発など、まことに憂慮すべき状況にあります。

このため、関係省庁との連携のもと、来年度から始まる第五次交通安全基本計画を策定し、陸海空にわたり運輸管理体制の充実、交通安全施設の整備、自動車安全基準の拡充強化、踏切事故防止対策の推進を図る等により交通安全の確保に最善の努力をするとともに、交通事故被害者の救済対策の充実にも努めてまいり所存であります。また、全世界的な海上遭難安全制度に対応するための準備を進めてまいります。

次に、災害対策につきましては、一九九〇年代が国際防災の十年と定められていることにかんがみ、気象観測・予報、地震観測・予知及び火山観測等気象業務体制や海上防災体制など防災対策の充実にも努めるとともに、防災に関する国際協力を推進してまいります。

さらに、大気汚染、騒音等の交通公害対策、海洋汚染対策、廃棄物処理対策の推進にも努力してまいります。

第五に、運輸省本省組織の再編成について申し述べます。

運輸行政につきましては、国鉄の分割・民営化後のJRによる新たな鉄道事業の展開や我が国の急速な国際化に伴う国際問題の高度化、多様化など、行政を取り巻く状況は大きな変化を遂げております。

運輸省では、このような時代の変化を踏まえ、今後の行政課題に総合的かつ効率的に対応していくため、平成三年度において鉄道行政の一元化のための鉄道局の設置、国際問題のハイレベルな組織としての法律職の運輸審議官の設置、現在四局に分散している政策推進機能の運輸政策局への集中等と内容とする本省組織の再編成を実施し、新組織において引き続き陸海空にわたる各般の行政を強力に推進してまいり所存であります。

このほか、運輸行政をめぐる課題は数多くありますが、私は長期的展望に立ちつつ、各課題の解決に向けて積極果敢に取り組んでまいり所存であります。

最後に、現下の湾岸危機に関連して、運輸省といたしまして、日本関係船舶や旅行者の安全確保並びにテロ対策に万全を期すとともに、国際社会へのできる限りの貢献を行う観点から、民間航空機による避難民の輸送、流出油防除のための資材の供与などについて全力を尽くして諸対策を講じているところであります。今後とも事態の推移に的確かつ迅速に対応してまいり所存であります。

以上、運輸行政の当面する諸問題につき述べましたが、これらは申すまでもなく委員各位の深い御理解を必要とする問題ばかりでございます。終わりに当たりまして、重ねて皆様の御支援をお願い申し上げます。

○委員長(中川嘉美君) 次に、平成三年度運輸省関係予算に關し、説明を聴取いたします。今枝運輸政務次官。

○政府委員(今枝敬雄君) 昨年末、運輸政務次官を拝命いたしました今枝敬雄でございます。

浅学非才でございますが、村岡大臣を補佐して懸案事項の解決に全力を傾注してまいりたいと存じておりますので、運輸委員の皆様方の御支援、御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成三年度の運輸省関係の予算につきまして、概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計につきましては申し上げますと、歳入予算総額は二十六億六千八百八十九万九千九百九十九円、他省所管計上分一千二百四十六億二千九百九十九円を含め九千五百二十四億五千九百九十九円をそれぞれ計上いたしております。

次に、特別会計につきましては申し上げます。

自動車損害賠償責任再保険特別会計につきましては、歳入予算額三兆五千四百四十億六千八百八十九円、歳出予算額七千二百二十八億八千八百八十九円、特別会計につきましては、歳入歳出予算額四千三百六十六億、自動車検査登録特別会計につきましては、歳入予算額四百十三億四千万円、歳出予算額

三百九十七億六千七百七十九円、空港整備特別会計につきましては、歳入歳出予算額四千七百十三億五千四百九十九円をそれぞれ計上いたしております。

なお、港湾整備特別会計及び空港整備特別会計の歳入歳出予算には、日本電信電話株式会社の株式、いわゆるNTT株の売り払い収入を活用した無利子貸付金の所要額を計上いたしております。

また、産業投資特別会計の歳出予算には、運輸省関係海岸事業及び新幹線鉄道整備事業に係るNTT株売り払い収入を活用した無利子貸付金の所要額が計上されております。

また、平成三年度財政投資計画中には、当省関係の公団等分として一兆三千四百十五億円が予定されております。

このほか、民間事業者の能力の活用による施設整備事業に要する資金の一部について、NTT株売り払い収入を活用した日本開発銀行等からの無利子貸し付けを民間事業者に対して行い、これにより運輸関係社会資本の整備を図ることとしていたしております。

運輸省といたしましては、以上の予算によりまして、鉄道整備の推進、国鉄改革の推進・定着化対策、運輸関係社会資本である空港、港湾及び海岸の整備、地域における公共交通の維持整備、海運、造船及び船員雇用対策、国際交流の推進・観光の振興、貨物流通対策、運輸関係の技術開発の推進、地球環境問題への対応、海上保安体制及び気象業務体制の充実強化、交通安全対策等各般にわたる施策を推進してまいり所存であります。

わけでも、平成三年度におきましては、特殊法人鉄道整備基金(仮称)の設立による鉄道整備の推進、運輸関係社会資本としての空港、港湾、海岸に關する新たな五カ年計画の策定と、これに基づき整備の計画的な推進を積極的に進めてまいります。

なお、最近の運輸行政を取り巻く状況の変化に即応して、運輸行政の総合化と効率化をさらに積極的に推進するため、鉄道局の設置による鉄道行政の一元化、法律組織である運輸審議官の設置に

よる国際運輸行政のハイレベル化、総合化などを基本とした本省組織の再編成を平成三年七月に実施することといたしております。

運輸省関係予算の詳細につきましてはお手元に資料をお配りしてありますが、委員各位のお許しをいただき、説明を省略させていただきます。

以上をもちまして、平成三年度の運輸省関係の予算について御説明を終わらせていただきます。

○委員長(中川嘉美君) 以上で運輸行政の基本施策に關する運輸大臣の所信並びに平成三年度運輸省関係予算に關する説明の聴取は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

十二月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に關する請願(第三号)(第二号)

一、沖繩県内の軽貨物運送事業従事者に対する生業対策に關する請願(第五号)

第三号 平成二年十二月十日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に關する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂町二ノ一五ノ三 相川惣三郎 外千名

紹介議員 関口 恵造君

政府は、昭和五十七年三月に策定した「障害者対策に關する長期計画」に基づき、障害者の自立と社会参加の促進、並びに均等な機会の確保と平等の実現を図るために、様々な施策を推進してきてきた。取り分け、昭和六十二年六月に決定した「障害者対策に關する長期計画」後期重点施策の中で、「移動・交通対策の推進」について、「移動・交通に關する経費負担については、一般利用者との均衡にも配慮しつつ、必要な軽減措置に努めること」とあり、昭和二十七年以降実施しているJR

六社等旅客輸送事業各社が行う身体障害者(外

部)に対する運賃割引制度を、「内部障害者」に對しても適用し、既に平成二年二月一日より実施している。精神薄弱者は、知的発達遅れを持ちながらも、その障害の克服に努め、一般企業や福祉的就労の場、並びに生活訓練の場において、社会的自立を目指して、懸命に働き、努力し生活している。精神薄弱者の生活圏を拡大し、自立と社会参加を促進するためには、交通機関を利用しやすくすることが必要であり、移動・交通に係る経費負担の軽減措置を図ることは、必要不可欠である。しかしながら、全国二百四十万人の身体障害者に適用されているJR運賃、航空運賃、民間鉄道運賃並びに有料道路通行料金の割引制度は、同じニーズを持つ障害者でありながら、精神薄弱者にはいまだに適用されておらず、著しい差別・不公平の現況に置かれておられる。療育手帳の交付を受けている全国三十五万八千七百七十人(平成元年七月末現在)の精神薄弱者の多くは、経済的基盤は極めて弱く、その障害の特性からして、生活上や社会参加のためには、介護者の付添いが必要であり、社会的不利や経済的負担の過重なことは、身体障害者と何ら事情を異にするものではない。ついでには、精神薄弱者の自立と社会参加を促進し、「完全参加と平等」の目標を実現するため、精神薄弱者に対しても身体障害者と同等かつ平等の施策を講ずるよう、次の事項について即時実現を図られたい。

一、JR旅客鉄道各社、航空事業各社、並びに民間交通機関が実施する身体障害者旅客運賃割引制度を、精神薄弱者にも同等に適用すること。
二、日本道路公団等が実施する身体障害者有料道路通行料金を精神薄弱者にも適用し、障害者本人の送迎・移動・交通等のために使用する自動車の通行料金について、同等の割引制度を適用すること。
三、国は、JR六社等旅客輸送事業各社、並びに日本道路公団等関係機関に対し、前記の身体障害者割引制度を精神薄弱者にも同等に適用するよう強く要請、指導するとともに、割引制度の適用を早期に実施すること。

第二十六号 平成二年十二月十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願
請願者 新潟市東中通一番町八六 加藤謙
紹介議員 木暮 山人君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五十二号 平成二年十二月十二日受理
沖繩県内の軽貨物運送事業従事者に対する生業対策に関する請願
請願者 沖繩県那覇市首里大名町三ノ三五
ノ二ノ一〇一 幸地信子 外四百八十名
紹介議員 山田耕三郎君

沖繩県内で本土復帰前から行われている軽貨物運送事業は、本土で発生した軽貨物タクシーと称していたものは全く異質な事業である。沖繩の軽貨物運送事業は、米軍占領下の昭和二十四年ごろから始まり、荷主添乗によって庶民の手足となり、地域住民の生活手段として欠かせないものであり、沖繩の軽貨物車は歴史的経緯を有しており、荷主添乗を本土同様一律に禁止することは不都合である。したがって、道路運送法の改正に当たり、「沖繩県内で従前より軽貨物運送事業を営んでいる者に対しては、適切な指導期間を設けるとともに関係地方公共団体等の協力を得て、早急かつ実効ある生業対策を行う」旨の参議院運輸委員会附帯決議がなされ、生業対策については、懇談会において軽貨物運送事業者との合意の上で推進することとし、生業対策の期間は大多数の業者が生業のめどが立つまでとされた。ところが実際には、事業者との合意を追求する姿勢はなく、行政指導による一方的な生業対策方針の決定と強制が行われ、懇談会には軽貨物運送業者の参加を制限し、また、利用者の意見は最初から無視され、懇談会内容の公開も規制している。非民主的な取扱いをされた七項目の生業対策要綱は、地域実情

にそぐわず非現実的であり、さらにその実施期間もわずかに数箇月にすぎず、直ちに処分を先行させ、軽貨物運送業者を路頭に迷わせている。生業対策が行われず、実効性のある対策を経ないままになされた処分は、附帯決議の趣旨に反する行為と言わざるを得ない。生業対策を求めるとは、政治的解決の方法以外に方策はないと考える。ついでには、次の事項について実現を図られたい。

一、沖繩の地域実情をかんがみると、軽貨物車に対する荷主添乗は不可欠の交通手段であり、零細商店街の相対売りをしている婦人たちにとつて生活の手段でもあるので、今日に至る軽貨物車の概念を著しく阻害しないよう、方策を講ずること。
二、実効ある生業対策のめどがつかずまで、本来違法とされる行為であっても直ちには取締りの対象とせず、違法行為によることなく、生活が成り立つよう、附帯決議の趣旨に沿って運用の面で荷主添乗を認めること。
三、昭和六十一年四月九日より平成元年六月一日まで、千五百一十日間にわたり実現性のある生業対策を求め、沖繩総合事務局前で座込みを決定したが、そのかきもなく軽貨物運送業者は生活の糧を奪われ、路頭に迷っている状況であるので、政治的方策を講ずること。
四、本土復帰前から県内で軽貨物運送に従事し、庶民の手足となつて軽貨物車を維持させるよう、政治的対策を講ずること。

二月一日日本委員会に左の案件が付託された。
一、北陸新幹線の整備促進に関する請願(第二四九号)(第二八七号)(第二九五号)
二、精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)

第三三三九号(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)
第三三三九号(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)
第三三三九号(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)(第三三三九号)

第二四九号 平成二年十二月十九日受理
北陸新幹線の整備促進に関する請願
請願者 長野市小島田町一、八〇〇 倉田 竜彦
紹介議員 村沢 牧君

北陸新幹線の整備計画どおりの建設は、国土の均衡ある発展と沿線地域の活性化に大きく寄与するものであり、二十一世紀を展望する四全総や公共投資基本計画において、高速交通体系の柱として、多極分散型国土の形成のためにも極めて有効なプロジェクトである。高崎・軽井沢間については、平成元年度から本格着工され、工事が進められていくところであるが、軽井沢・長野間及び長野以北の建設方式等については、いまだ明確な結論が得られていない。もはや、これ以上整備計画どおりの着工を遅らせることはできない。並行在来線となる軽井沢・長野間の信越本線は、今後いかなる場合でも将来にわたり地域住民の重要な生活路線であるので、地域住民の不便と負担の増大を来さないことを基本に、地域の力でその存続を図っていく必要がある。ついでには、沿線住民の長

年にわたる切実な要望にこたえ、北陸新幹線の整備計画どおりの早期建設を図るため、平成三年度予算編成に当たり、次の事項について実現を図りたい。

一、鉄道整備基金の創設と公共事業関係費の大幅計上により、北陸新幹線建設のための安定的財源を確保すること。

二、軽井沢・長野間について、整備計画どおりの標準軌新線により、平成三年度から着工すること。

三、高崎・軽井沢間の建設費を大幅に計上し、工期内に完成させること。

四、鉄道整備五箇年計画を策定するなど北陸新幹線全線の整備スケジュールを早期に明確化し、計画的に建設を促進すること。

第二八七号 平成二年十二月二十日受理
北陸新幹線の整備促進に関する請願

請願者 長野県小県郡九子町大字中丸子
一、二九〇 中村房一

紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第二九五号 平成二年十二月二十日受理
北陸新幹線の整備促進に関する請願

請願者 長野県佐久市大字根々井五七四ノ
一 佐藤利次

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第三三八号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 愛媛県伊予市米湊七六〇ノ六 森
下勝馬

紹介議員 仲川 幸男君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三三九号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 鹿児島市鴨池新町一ノ七 四本健
光

紹介議員 井上 吉夫君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三四〇号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 三重県津市藤方(結城園)二、一三
八ノ二六財団法人三重県精神薄弱
者育成会理事長 田中実

紹介議員 齋藤 十朗君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三四一号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 東京都東久留米市滝山四ノ六ノ一
三 原田之稔

紹介議員 前島英三郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三四二号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 札幌市東区北十九条東六丁目社団
法人札幌市精神薄弱者育成会会
長 弘津良光

紹介議員 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三四三号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 北海道江別市東光町一〇八ノ一
二 大木永司

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三四四号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 北海道三笠市若松町一〇 廣島匠
修二君

紹介議員 北 修二君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三四五号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 北海道上磯郡上磯町七重浜六 大
場茂俊

紹介議員 田中 正巳君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三四六号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 秋田市旭北栄町一ノ五 田原重悦
紹介議員 佐々木 満君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三四七号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 山形市小白川町二ノ三ノ三一 阿
部忠男

紹介議員 鈴木 貞敏君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三四八号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 福島県須賀川市弘法坦一二ノ
三 遠藤輝雄

紹介議員 鈴木 省吾君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三四九号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 福島市渡利字七社宮一 一 中村
智子

紹介議員 石原健太郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三五〇号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 栃木県真岡市小林四二七ノ三 萩
原只一

紹介議員 岩崎 純三君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三五一号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 群馬県前橋市国領町二ノ二ノ二
二 松村勇治

紹介議員 中曾根弘文君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三五二号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 群馬県前橋市国領町二ノ二ノ二
二 三津田和行

紹介議員 福田 宏一君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三五三号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂二ノ五ノ三 永
島光

紹介議員 名尾 良孝君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三五四号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 埼玉県川口市小谷場七七ノ三 大野恵子

紹介議員 平野 清君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三五五号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 埼玉県飯能市双柳六八ノ二 大島昭夫

紹介議員 石井 道子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三五六号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 埼玉県浦和市高砂二ノ一五ノ三 福岡三治

紹介議員 村上 正邦君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三五七号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 千葉県我孫子市下ヶ戸四一七ノ五 向笠純子

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三五八号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 東京都大田区南馬込三ノ五ノ八 小山園子

紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三五九号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 東京都新宿区西新宿四ノ八ノ四ノ六〇六 吉良栄子

紹介議員 田辺 哲夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三六〇号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 横浜市神奈川区沢渡四ノ二 橋本幸治

紹介議員 柳川 覺治君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三六一号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 新潟市東中通一番町八六 塩原徳治

紹介議員 吉川 芳男君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三六二号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 長野県埴科郡戸倉町内川三六二ノ一 中村近雄

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三六三号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 富山県射水郡小杉町西高木一〇七

紹介議員 ノ二 中田とき
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三六四号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 福井市光陽二ノ三ノ二 福井県社会福祉センター内社団法人福井県精神薄弱者育成会会長 熊谷梅子

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三六五号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 岐阜市都通り二ノ二三 福祉センター運動寮社団法人岐阜県精神薄弱者育成会理事長 小野金策

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三六六号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 静岡県磐田市国府台三ノ一 後藤更三

紹介議員 竹山 裕君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三六七号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 名古屋市長白区大根町七五大根荘 六ノ一〇一 有賀紀十

紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三六八号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 京都市北区紫野下若草町一 二京都市中心障害児福祉会館内社団法人京都精神薄弱者育成会会長 西田吉宏

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三六九号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 神戸市中央区坂口通二ノ一ノ一八 兵庫県福祉センター内財団法人兵庫県精神薄弱者育成会理事長 田中義徳

紹介議員 石井 一二君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七〇号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 富山県上新川郡大沢野町坂本三、一一〇 東野誠一

紹介議員 鹿熊 安正君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七一号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 奈良県磯城郡田原本町宮ノ森 竹村栄二

紹介議員 服部 安司君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七二号 平成二年十二月二十一日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市西一ノ四ノ二六

石川シツ

紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七三号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 鳥取市片原五ノ一八 寺垣昭代
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七四号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 鳥根県松江市北堀町一五 柴田隆
紹介議員 青木 幹雄君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七五号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 岡山市石関町二ノ一 檜崎護
紹介議員 片山虎之助君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七六号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 広島市中区千田町一ノ九ノ四
三 久米勝一
紹介議員 藤田 雄山君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七七号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 岡山市石関町二ノ一 沼本鉄太郎
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七八号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 山口県宇部市南小羽山町二ノ一
四 村雲留一
紹介議員 二木 秀夫君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七九号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 徳島市中昭和町一ノ二 奥本行夫
紹介議員 松浦 孝治君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八〇号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 香川県高松市番町一ノ一〇ノ三
七 井村信行
紹介議員 平井 卓志君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八一号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 佐賀市天祐一ノ八ノ五 松本昌子
紹介議員 陣内 孝雄君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八二号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 熊本市長嶺町二、二五五ノ三三
三 林田茂一
紹介議員 守住 有信君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八三号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 熊本市新市街一三ノ二〇 本田國
英
紹介議員 田代由紀男君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八四号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 大分市大津町二ノ一四一 石本
道生
紹介議員 水野 茂門君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八五号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 大分市大字木田八二四ノ八 丸山
克夫
紹介議員 後藤 正夫君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八六号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 沖縄市室川二ノ二一ノ三 桃原正
一
紹介議員 大浜 方栄君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八七号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 東京都東久留米市滝山四ノ六ノ一
三 原田操
紹介議員 鎌田 要人君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八八号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 鹿児島市鴨池新町一ノ七 塩原龍
雄
紹介議員 川原新次郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八九号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 沖縄市室川二ノ二一ノ三 平良敏
子
紹介議員 伊江 朝雄君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九〇号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 沖縄市室川二ノ二一ノ三 高良昇
紹介議員 大城 眞順君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九一号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 東京都東久留米市滝山四ノ六ノ一
三 原田朋子
紹介議員 山東 昭子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九二号 平成二年十二月二十一日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に
関する請願
請願者 神戸市中央区坂口通二ノ一ノ一
八 水井手孝司
紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五三七号 平成二年十二月二十六日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 東京都台東区三ノ輪一ノ二七ノ一

四 山本光江

紹介議員 鳩山威一郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七一五号 平成三年一月二十二日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬二ノ二八ノ三

九ノ三〇一 河増節子

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七一六号 平成三年一月二十二日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 東京都練馬区小竹町一ノ二二ノ一

八 幸村幸代

紹介議員 清水嘉与子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七二〇号 平成三年一月二十二日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 東京都杉並区高井戸西一ノ二八ノ

五ノ四 佐々木キク子

紹介議員 松浦 功君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七五一号 平成三年一月二十三日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 岩手県盛岡市大沢川原町二ノ三ノ

一九 菅原勢津子

紹介議員 高橋 清孝君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七五二号 平成三年一月二十三日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 千葉県柏市増尾一、八八五 伊藤

武

紹介議員 倉田 寛之君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七五三号 平成三年一月二十三日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 山梨県韮崎市旭町上条南割三、五

六一ノ一 依田敏行

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七五四号 平成三年一月二十三日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 山梨県韮崎市旭町上条南割三、五

六一ノ一 荒木賢治

紹介議員 前島英三郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七五五号 平成三年一月二十三日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 長野県伊那市美篔九、〇九六ノ

二 北原廣隆

紹介議員 向山 一人君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七五六号 平成三年一月二十三日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 東京都港区西新橋二ノ一六ノ

一 小崎貞雄

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七五七号 平成三年一月二十三日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 愛知県愛知郡東郷町大字春木字白

土一ノ五〇二 渡会武夫

紹介議員 大島 慶久君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第七七五号 平成三年一月二十四日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 東京都板橋区若木二ノ一〇ノ一

八 前島貫子

紹介議員 須藤良太郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

二月五日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案

踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第二項中「昭和六十一年度」を「平成三年度」に改める。

附則

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした改正前の第三条第一項又は第二項の規定による踏切道の指定は、改正後の同条第一項又は第二項の規定に基づいてしたもののみならず。

二月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願(第八二二号)(第八二三号)

第八二三号 平成三年一月二十八日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 東京都調布市入間町一ノ三六ノ三

二 青木和子

紹介議員 岡野 裕君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第八二三号 平成三年一月二十八日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 神奈川県小田原市南町一ノ五ノ五

三 関口登喜子

紹介議員 成瀬 守重君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

二月十五日本委員会に左の案件が付託された。

一、精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願(第九九九号)(第一〇〇二号)(第一〇二五号)

一、東北本線(沼宮内〜八戸間)の存続に関する請願(第一〇五四号)

一、精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願(第一〇七三号)(第一一二五号)(第一一五〇号)

第九九九号 平成三年二月四日受理

精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 滋賀県大津市大平二ノ一六ノ

五 矢後康子

紹介議員 山田耕三郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇〇二号 平成三年二月四日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 東京都世田谷区駒沢五ノ一七〇一
○ 岸和田貞子
紹介議員 田村 秀昭君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇二五号 平成三年二月五日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 岩手県盛岡市上田四ノ一ノ一八
社団法人岩手県精神薄弱者育成会
会長 梅津松夫 外一名
紹介議員 小川 仁一君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇五四号 平成三年二月五日受理
東北本線(沼宮内〜八戸間)の存続に関する請願

請願者 岩手県二戸郡一戸町鳥越字川原田
平七〇 稲葉暉 外三千三百五十三名
紹介議員 小川 仁一君

盛岡以北の新幹線着工の条件として、東北本線(沼宮内〜八戸間)が廃止されようとしている。この対象の区間に十四駅があり、一戸町の場合は、四つの駅すべてが廃止の対象になっている。この東北本線の廃止によって、岩手県北部と青森県南部の振興に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。東北本線は、百年間日本の動脈の一つとして、経済・産業を支え、国民の生活を支えてきた重要路線であるが、連続して初めて動脈として機能を果たすことができる。また最近、トラック輸送に比べて、鉄道輸送の比重が再び高まってきた。世界的規模で地球の温暖化が問題になっているが、今後予測をはるかに超える社会的変化を考へるとき、鉄道の果たす役割を見直さなければならぬ。

高速交通機関としての新幹線と、国土を縦断する動脈としての東北本線は、沿線住民にとって欠かすことのできない生活の足でもある。このように、東北本線と新幹線との役割はそれぞれ異なり、在来線に結びついた新幹線が建設されてこそ、高速交通機関としての機能が發揮される。ついでに、次の事項について実現を図りたい。

一、東北本線(沼宮内〜八戸間)を存続にすることを。
第一〇七三三号 平成三年二月六日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市箱田三ノ二ノ一
二 金子辰雄
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一二五号 平成三年二月七日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 千葉県柏市東中新宿一ノ一五ノB
ノ三〇四 小塚哲男
紹介議員 寺崎 昭久君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一一五〇号 平成三年二月七日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 東京都世田谷区豪徳寺一ノ三五ノ一
一 高橋静子
紹介議員 井上 章平君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

二月二十二日日本委員会に左の案件が付託された。
一、精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願(第一二五七号)

第一二五七号 平成三年二月十三日受理
精神薄弱者に対する運賃等の障害者割引の適用に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市若松町九ノ二四
岩壁正雄
紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第十部

運輸委員會會議錄第一号

平成三年二月二十八日

〔参議院〕

平成三年三月四日印刷

平成三年三月五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D